

砥部町こども家庭センター設置要綱

令和 8 年 2 月 4 日

砥部町告示第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置する砥部町こども家庭センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 砥部町こども家庭センター
- (2) 位置 砥部町宮内 1369 番地（砥部町中央公民館内）

(主管課)

第 3 条 センターの主管課は、子育て支援課とする。

(対象者)

第 4 条 センターが行う業務の対象者は、町内全ての子ども（法第 4 条第 1 項に規定する児童をいう。）、その家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）、妊産婦等とする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

(業務内容)

第 5 条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法第 10 条の 2 第 2 項各号に掲げる業務
- (2) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条に掲げる業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するため町長が必要と認める業務

(職員配置)

第 6 条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) 母子保健機能の職員（保健師）
- (4) 児童福祉機能の職員（子ども家庭支援員）
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(開設日等)

第 7 条 センターの開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、砥部町の休日定める条例（平成 17 年砥部町条例第 2 号）に規定する町の休日を除く。

2 センターの開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(守秘義務)

第8条 職員は、業務上知り得た対象者の個人情報及び秘密の保持に努め、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
(砥部町子育て世代包括支援センター事業実施要綱の廃止)
- 2 砥部町子育て世代包括支援センター事業実施要綱（令和2年砥部町告示第21号）は、廃止する。